



第56回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時

場 所

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル4階「若菜」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件（1）

第3号議案 定款一部変更の件（2）

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

目 次

■ 第56回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
（添付書類）	
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	36

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。

これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

アイソ電子工業株式会社

証券コード：6908

証券コード 6908
2022年6月6日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地8
アイソ電子工業株式会社
代表取締役社長 鈴木 仁

第56回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、本株主総会につきまして、書面（郵送）またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3、4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル4階「若菜」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第56期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件（1）
第3号議案 定款一部変更の件（2）
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 法令及び定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.iriso.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」及び「会計監査人の状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.iriso.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、座席の間隔を広く取り、ご用意できる座席数が最大60席程度を予定しております。ご来場者多数につき、株主様の安全が確保できないと判断したときには、ご入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、マスクを着用し、会場受付前の検温及び会場内のアルコール消毒液使用等の新型コロナウイルス感染拡大防止措置にご協力いただきたくお願い申し上げます。
- 体調不良とお見受けした方には、ご入場をお控えいただくことがありますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.iriso.co.jp/>) においてお知らせします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（6頁から19頁）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時

場所

新横浜プリンスホテル 4階「若菜」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使
期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使
期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」

「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

インターネットによる議決権行使のご案内

1 議決権行使サイトへのアクセス

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

2 議案に対する賛否のご入力

同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）



0120 - 173 - 027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社東京証券取引所が運営主体となる議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）をご利用いただくことができます。

ライブ配信・事前質問のご案内

1. ライブ配信のご案内

公開日時：2022年6月21日（火曜日）午前10時から株主総会終了時まで

参加方法：準備が整い次第、当社ウェブサイト（<https://www.iriso.co.jp/>）よりご案内いたします。

【注意事項】

- ・ライブ配信では当株主総会の模様を視聴のみすることができ、ご質問等を発言したり、議決権を行使したりすることはできません。あらかじめご了承をお願い申し上げます。また、議決権につきましては事前のご行使をお願い申し上げます。
- ・ご出席株主様の容姿が撮影されないように、できる限り配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございます。ご出席いただける場合はあらかじめご了承をお願い申し上げます。
- ・ご視聴にあたり、ご使用のパソコンの環境（機能、性能）やインターネット接続の回線状況、多数の株主様のアクセス集中により、映像や音声に不具合が生じる、又はライブ配信をご視聴いただけない場合がございます。
- ・ご視聴いただく場合の通信利用料等は、株主様のご負担となります。
- ・ライブ配信の撮影、録音、録画行為及びSNS等での公開は、お断りさせていただきます。
- ・万一、何らかの事情により配信を行わない場合や変更がある場合は、当社ウェブサイト（<https://www.iriso.co.jp/>）にてお知らせいたします。

2. 事前質問のご案内

受付期限：2022年6月16日（木曜日）午後5時まで

受付方法：専用ウェブサイトURL（<https://forms.office.com/r/p9yc9a5mMr/>）に接続し、議決権行使書用紙に記載の株主番号・郵便番号を記載のうえ、質問内容をご入力いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主の皆様の関心の高い質問については、当日回答させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を行うことを経営の重要政策と認識し、業績、経営環境及び中長期的な財務体質強化を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

今後の事業環境や業績及び株主の皆様からのご期待等を総合的に勘案し、第56期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,420,407,420円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> ＜ 新 設 ＞	＜ 削 除 ＞ （電子提供措置等） <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	(附則) <u>第1条</u> 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2023年3月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 <u>3</u> 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 変更の目的

不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合においても、剰余金の配当を実施することを可能とするため、取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう、変更案のとおり定款第29条（剰余金の配当等の決定機関）及び第30条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第29条（剰余金の配当）及び第30条（自己株式の取得）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」による変更後の定款規定に追加するものであります。

（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（剰余金の配当） 第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 （自己の株式の取得） 第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。 < 新 設 >	< 削 除 > < 削 除 > （剰余金の配当等の決定機関） 第29条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
＜ 新 設 ＞ (配当金の除斥期間) 第31条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその義務を免れるものとする。 ＜ 新 設 ＞	(剰余金の配当の基準日) 第30条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (配当金の除斥期間等) 第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその義務を免れるものとする。 2 未払の剰余金の配当には利息を付さない。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役2名削減し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任 サ トウ サダ オ 佐 藤 定 雄	取締役会長	100%（13回／13回）
2	再任 スズ キ ヒトシ 鈴 木 仁	代表取締役社長執行役員	100%（13回／13回）
3	再任 タケ ダ ケイ ジ 武 田 佳 司	取締役副社長執行役員	100%（13回／13回）
4	再任 トヨ シマ ミツ ヨシ 豊 嶋 光 由	取締役専務執行役員管理本部長	100%（10回／10回）
5	再任 コ ヤス マサ シ 子 安 正 志	取締役常務執行役員営業統括本部長	100%（10回／10回）



取締役在任期間
55年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

所有する当社の株式数
1,898,500株

候補者番号

1

サ トウ サダ オ
佐 藤 定 雄生年月日
1937年12月5日生

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1963年2月	イリソ電子工業所創業	2007年6月	当社代表取締役会長
1966年12月	当社設立代表取締役社長	2017年6月	当社取締役会長（現任） （現在に至る）
1993年6月	上海意力速電子工業有限公司董事長		
1996年6月	IRISO ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.取締役社長		
2003年3月	上海意力速電子工業有限公司 名誉董事長		
2005年6月	株式会社イリソコンポーネント 取締役		

取締役候補者とした理由

佐藤定雄氏は、創業者として、会長・社長職を歴任し、今日のイリソ電子工業を築き上げ、長年にわたり当社の経営に携わっております。その経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社を適切に監督し、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任期間
8年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

所有する当社の株式数
21,500株

候補者番号

2

スズ キ ヒトシ
鈴 木 仁生年月日
1966年9月28日生

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	当社入社	2017年7月	当社取締役常務執行役員技術本部長
2003年4月	当社第二技術部長	2019年6月	当社取締役専務執行役員技術本部長
2006年6月	当社執行役員技術部長	2020年4月	当社取締役専務執行役員グローバルプロジェクトリーダー
2009年4月	当社執行役員GAB室長	2021年4月	当社代表取締役社長執行役員（現任） （現在に至る）
2010年11月	当社執行役員営業本部副本部長		
2012年7月	当社執行役員オートモーティブ 営業部長		
2013年7月	当社執行役員技術本部長		
2014年6月	当社取締役執行役員技術本部長		

取締役候補者とした理由

鈴木仁氏は、技術本部長やグローバルプロジェクトリーダーとして業務執行した豊富な経験と実績を有しております。また、2021年4月からは代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社の経営全般を牽引していることから、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任期間

10年

取締役会への出席状況

100% (13回／13回)

所有する当社の株式数

26,900株

候補者番号

3

タケ ダ ケイ ジ
武 田 佳 司

生年月日

1964年11月3日生

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4 月	当社入社	2017年 7 月	当社取締役常務執行役員製造本部長
2006年 6 月	当社執行役員事業戦略室長	2019年 6 月	当社取締役専務執行役員製造本部長
2008年 4 月	当社執行役員茨城工場長	2021年 4 月	当社取締役副社長執行役員(現任) (現在に至る)
2009年 4 月	IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD. General Director		
2012年 6 月	当社取締役執行役員管理本部長		
2015年 6 月	当社取締役執行役員製造本部長		

取締役候補者とした理由

武田佳司氏は、技術部長、製造本部長及び管理本部長を通じた豊富な経験・実績に加え、当社海外工場でのマネジメント経験等で培ったグローバルな見識に基づき当社グループの経営全般を牽引しています。これらの豊富で多様な経験・実績・見識を活かすべく、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10回／10回)

所有する当社の株式数

3,000株

候補者番号

4

トヨ シマ ミツ ヨシ
豊 嶋 光 由

生年月日

1958年10月4日生

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

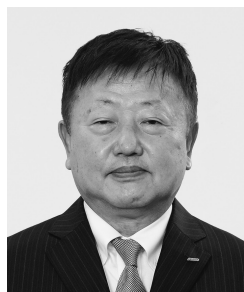
1981年 4 月	株式会社日立製作所入社	2021年 4 月	当社専務執行役員管理本部長
2013年10月	株式会社日立製作所財務マネジメ ント本部長	2021年 6 月	当社取締役専務執行役員管理本部長 (現任) (現在に至る)
2018年 4 月	日立化成株式会社執行役常務C F O経営戦略本部長		
2020年10月	昭和電工マテリアルズ株式会社専 務執行役員		

（重要な兼職の状況）

- ・上海意力速電子工業有限公司董事長
- ・南通意力速電子工業有限公司董事長

取締役候補者とした理由

豊嶋光由氏は、財務を中心に人事、調達、広報・IR等豊富な経験・実績を持ち、海外を含めた複数の事業会社でのマネジメント経験・見識を有しております。これらの豊富で多様な経験・実績・見識を鑑み、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式数

3,300株

候補者番号

5

コ ヤス マサ シ
子 安 正 志

生年月日

1958年3月9日生

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年5月 当社入社
 2000年5月 IRS(S)PTE.LTD.部長
 2003年4月 IRS(S)PTE.LTD.Managing
 Director
 2009年4月 当社中部営業所長
 2020年1月 当社常務執行役員営業統括本部長
 2021年6月 当社取締役常務執行役員営業統括
 本部長（現任）
 （現在に至る）

取締役候補者とした理由

子安正志氏は、営業統括本部長としての豊富な経験・実績に加え、当社海外販売会社でのマネジメント経験等で培ったグローバルな見識を有しております。これらの豊富で多様な経験・実績・見識を鑑み、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者となりました。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2.各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
 3.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を補填することとしており、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含め負担割合は役員1割、会社9割を目安としております。なお、各候補者は既に当該保険契約の被保険者となっており、本議案が承認可決された場合には、引き続き被保険者となります。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
1	新任 ミヤ ウチ トシ ヒコ 宮 内 敏 彦	—	—	—
2	再任 エ バタ マコト 社外 江 幡 誠 独 立	社外取締役(監査等委員)	100% (13回/13回)	100% (14回/14回)
3	再任 ヤマ モト シマ コ 社外 山 本 嶋 子 独 立	社外取締役(監査等委員)	100% (13回/13回)	100% (14回/14回)
4	再任 フジ タ コウ ジ 社外 藤 田 浩 司 独 立	社外取締役(監査等委員)	100% (13回/13回)	100% (14回/14回)
5	新任 サ トウ ノボル 社外 佐 藤 登 独 立	社外取締役	100% (10回/10回)	—



取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

1,000株

候補者番号

1

ミヤ ウチ トシ ヒコ
宮 内 敏 彦

生年月日
1957年3月25日生

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年4月 株式会社日立製作所入社
2011年4月 日立化成株式会社執行役
2017年4月 同社執行役常務
2018年4月 当社入社
2018年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長
2021年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長
(退任)
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

宮内敏彦氏は、当社を含めたこれまでの業務経験から財務・人事・企業再編等の経験・知識が豊富であることから、監査等委員である取締役候補者となりました。



取締役在任期間

8年

取締役会への出席状況

100% (13回／13回)

監査等委員会への出席状況

100% (14回／14回)

所有する当社の株式数

4,200株

候補者番号

2

エ バタ マコト
江 幡 誠

生年月日
1947年2月23日生

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1970年4月 株式会社日立製作所入社
2007年4月 同社執行役常務コンシューマ事業
グループ長&CEO
2008年4月 日立ヨーロッパ社副会長
2009年7月 株式会社日立製作所執行役常務
2010年6月 日立電線株式会社取締役
2011年4月 株式会社日立製作所執行役専務コ
ンシューマ業務本部長
兼日立グループCTrO
2013年6月 株式会社日立国際電気取締役会長
兼株式会社三菱東京UFJ銀行社外
監査役
2014年1月 九州電力株式会社調達改革推進委
員会社外委員（現任）
2014年6月 当社社外取締役
2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
(現在に至る)

(重要な兼職の状況)

・九州電力株式会社調達改革推進委員会社外委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

江幡誠氏は、企業経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。また、2018年6月から監査等委員である取締役として取締役の職務執行を監査・監督し、その職責を十分に果たしております。経営体制の強化のために活かしていただきたく、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。



候補者番号

3

ヤマ

山

モト

本

シマ

嶋

コ

子

生年月日

1947年10月15日生

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 7 月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
 1986年 3 月 公認会計士登録
 2004年 8 月 あずさ監査法人社員
 2009年 7 月 山本公認会計士事務所
 2016年 6 月 公益財団法人結核予防会監事（現任）
 （重要な兼職の状況）
 ・公益財団法人結核予防会監事

2017年 1 月 当社仮監査役
 2017年 6 月 当社社外監査役
 2018年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
 （現在に至る）

取締役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

監査等委員会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社の株式数

2,000株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

山本嶋子氏は、公認会計士として培われた豊富な経験と企業財務管理等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。また、2018年6月から監査等委員である取締役として取締役の職務執行を監査・監督し、その職責を十分に果たしております。当社の監査等に寄与していただきたく、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。



候補者番号

4

フジ

藤

タ

田

コウ

浩

ジ

司

生年月日

1962年6月9日生

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会）
 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所
 2002年 3 月 トレンドマイクロ株式会社社外監査役（現任）
 2014年 2 月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業副所長
 2015年 5 月 デクセリアルズ株式会社社外取締役（重要な兼職の状況）
 ・奥野総合法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
 ・トレンドマイクロ株式会社社外監査役
 ・飯田グループホールディングス株式会社社外監査役

2015年 6 月 ニチレキ株式会社社外取締役
 2017年 6 月 当社社外取締役
 2018年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2018年 7 月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士（現任）
 2020年 6 月 飯田グループホールディングス株式会社社外監査役（現任）
 （現在に至る）

取締役在任期間

5年

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

監査等委員会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社の株式数

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

藤田浩司氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。また、2018年6月から監査等委員である取締役として取締役の職務執行を監査・監督し、その職責を十分に果たしております。当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化等に寄与していただきたく、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。



候補者番号	サ トウ ノボル	生年月日	新任
5	佐 藤 登	1953年10月13日生	社 外 独 立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年 4 月	本田技研工業株式会社入社	2009年 9 月	サ ム ス ン SDI Co., Ltd. Vice President（常務）本社経営戦略
1992年 4 月	同社和光基礎技術研究センター チーフエンジニア	2011年 4 月	国立大学法人名古屋大学 未来社会創造機構客員教授（現任）
2004年 9 月	サ ム ス ン SDI Co., Ltd. Vice President（常務）中央研究所技術経営	2012年12月	エスベック株式会社上席顧問（現任）
		2021年 6 月	当社社外取締役（現任） （現在に至る）

取締役在任期間

1 年

取締役会への出席状況

100%（10回／10回）

所有する当社の株式数

3,000株

（重要な兼職の状況）

- ・国立大学法人名古屋大学未来社会創造機構客員教授
- ・エスベック株式会社上席顧問

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

佐藤登氏は、ホンダにおいて車載用電池の研究開発機能を創設してエンジニアとして長らく従事し、グローバル企業のサムスンSDIにて経営にも携わり、また、大学で教鞭をとる等、豊富な経験と高い見識を有しております。それらの経験や見識に基づき、当社の取締役会の適切な意思決定及び取締役の業務執行の監督に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- （注）
1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 江幡誠氏、山本嶋子氏、藤田浩司氏と佐藤登氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 宮内敏彦氏は、現に当社の取締役ではありませんが、当社の取締役としての在任期間は、2018年6月から2021年6月の間に3年ございます。
 4. 江幡誠氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 山本嶋子氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 6. 藤田浩司氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 7. 佐藤登氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年ございます。
 8. 当社は、江幡誠氏、山本嶋子氏、藤田浩司氏と佐藤登氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、各氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。
 9. 江幡誠氏、山本嶋子氏、藤田浩司氏と佐藤登氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 10. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
 11. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を補填することとしており、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含め負担割合は役員1割、会社9割を目安としております。なお、江幡誠氏、山本嶋子氏、藤田浩司氏及び佐藤登氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、本議案が承認可決された場合には、引き続き被保険者となり、宮内敏彦氏は被保険者に含められることとなります。

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を意識した体制を講じております。

現時点においては、取締役会が的確かつ迅速な意思決定、業務執行の監督を行うために、経営、技術、製造、営業、財務等の各分野における専門的な知識や経験を異にする取締役で構成されており、かつ、適正な人数と考えております。

また、独立社外取締役を選任し、意思決定の透明化と監督機能の強化を図っております。

取締役のスキルマトリックスは下図を参照ください。

【スキルマトリックス】

議案		氏名	独立性	性別	主な経験・知識・能力						
					経営 全般	業界 経験	国際 経験	営業 マーケティング	製造 全般	法務 リスク管理	財務 会計
第4号議案	1	佐藤定雄	—	男性	●	●	●	●			
	2	鈴木 仁	—	男性	●	●	●	●	●		
	3	武田佳司	—	男性	●	●	●		●		
	4	豊嶋光由	—	男性	●	●	●	●		●	●
	5	子安正志	—	男性	●	●	●	●			
第5号議案	1	宮内敏彦	—	男性	●	●	●				●
	2	江幡 誠	○	男性	●	●	●				
	3	山本嶋子	○	女性							●
	4	藤田浩司	○	男性						●	
	5	佐藤 登	○	男性	●	●	●		●		

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

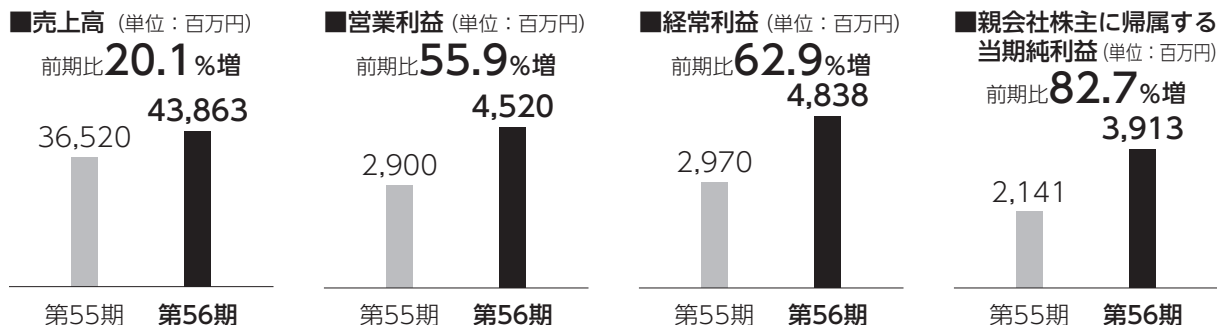
(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、約2年に及ぶコロナ禍の中、各国において経済活動正常化に向けた諸施策が展開されましたが、第2四半期以降、半導体不足を始めとした部品供給不足の長期化、原材料の供給不足と価格高騰、輸送費の高騰、コンテナ不足等によるサプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢の悪化等、様々な問題が顕在化し、当社グループの事業領域である自動車生産だけでなく家電等、市場の伸び悩みが見られました。

このような事業環境のもと当社グループは、電動化関連におけるパワートレイン分野の拡大と、インダストリアル市場が好調に推移し、為替が円安に推移したことも影響して、過去最高売上を更新しました。主力である車載市場の売上高は、半導体等部品供給不足影響等で欧米を中心に自動車の減産影響を大きく受けたものの、前期比で約17%増となりました。特にパワートレイン分野では売上高が前期比で約90%増加し、環境対応車向けの旺盛な需要や当社独自のパワートレイン機器向け耐振ソリューションサービスによる受注獲得を背景に増収の牽引役となりました。コンシューマー市場では、半導体等の部材不足の影響が一部あったものの、ゲーム機向けや在宅勤務増加によるOA機器向けの増加で増収となりました。インダストリアル市場は、中国でのFA関連機器の需要増加や5G通信基地局向けの新規搭載により、増収となりました。以上、売上高は、前期比20.1%増の438億6千3百万円となりました。

利益面では、売上高増加による固定費回収増、内製化強化等による原価低減を推進したものの、原材料並びに輸送費の価格高騰、サプライチェーン混乱による物流費増加等の悪化により、営業利益は前期比55.9%増の45億2千万円、経常利益は前期比62.9%増の48億3千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比82.7%増の39億1千3百万円となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は67億3千8百万円で、その主なものは組立設備及び金型設備の増設であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

① 市場環境

a. 車載関連市場

当社の主力領域である車載関連市場においては、半導体需給逼迫の継続、ウクライナ問題や中国等での新型コロナウイルス政策によるサプライチェーンの混乱等を背景に回復が遅れ、生産台数は前期並みに留まると見込んでいます。一方でxEV車は、各国での推奨政策や各自動車メーカーの取り組み強化により成長を見込んでいます。

b. インダストリアル関連市場

省力化に貢献するPLC、センサー、インバーター、ロボット等の産業機器の中国での需要や、5Gが到来する通信分野での需要は堅調に継続すると見込んでいます。

② 主要課題

a. 原材料費、輸送費の更なる高騰

金、銅、並びに樹脂等の原材料費の価格高騰、輸送費の価格上昇等により、利益が悪化する可能性があります。

b. 生産工場稼働の低下、サプライチェーンの混乱

地域ごとの新型コロナウイルスへの政策、ロシアのウクライナ侵攻による地政学リスクにより、当社生産工場での稼働停止、原材料の供給不足、輸送期間の長期化等が発生する可能性があります。

c. 自動車生産台数の変動

部材調達難の継続、ロシアのウクライナ侵攻や中国等での新型コロナウイルス拡大によるロックダウン政策により、自動車業界全体の生産やサプライチェーンに問題が生じ生産台数が減少する可能性があります。

③ 2023年3月期の重点施策

このような不透明な環境下ではありますが、当初予想を上回るxEV車市場の成長を捉え、売上拡大に努めて参ります。利益面では、原材料費、輸送費の高騰影響等により、中期経営計画を下回る状況が当面継続しますが、収益改善に向けた施策として、以下の3つの施策を全社をあげて注力します。

a. 収益構造体質の改善

(a) 価格政策の見直し、粗利率改善

(b) 主力製品シリーズの原価低減推進

(c) 工場生産性向上、物流改革、生産・在庫・発送コントロール強化

b. BCPの強化

(a) マルチ生産体制構築：生産能力並びに地産地消比率向上

(b) 生産拠点への原材料の安定供給

c. ERP刷新によるSCMの可視化、マネジメントの強化

④ 2023年3月期の見通し

連結売上高515億円（対前期比17.4%増）、連結営業利益61億6千万円（対前期比36.3%増）、連結経常利益62億円（対前期比28.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益45億円（対前期比15.0%増）を見込んでおります。為替レートは、130円/ドル、135円/ユーロを前提としております。

(3) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 53 期 (2019年 3 月期)	第 54 期 (2020年 3 月期)	第 55 期 (2021年 3 月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売上高	42,834	39,614	36,520	43,863
経常利益	6,325	4,668	2,970	4,838
親会社株主に帰属する当期純利益	3,722	3,287	2,141	3,913
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	157.70円	139.49円	90.89円	166.22円
総 資 産	61,471	60,638	63,941	73,153
純 資 産	51,329	51,519	54,731	61,776

(注)「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社議決権比率	主要な事業内容
意力速（上海）貿易有限公司	200千米ドル	100%	中国国内向けにコネクタを販売する。
IRISO ELECTRONICS EUROPE GmbH	25千ユーロ	100%	ヨーロッパ向けを中心にコネクタを販売する。
上海意力速電子工業有限公司	32,550千米ドル	100%	日本国内外向けにコネクタを製造する。
南通意力速電子工業有限公司	52,170千米ドル	100%	日本国内外向けにコネクタを製造する。
IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.	23,000千米ドル	100%	日本国内外向けにコネクタを製造する。

(注) 上記の重要な子会社 5 社を含め、連結子会社は13社であります。

(5) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

当社	本社	神奈川県横浜市
	営業所	東北営業所（福島県郡山市）、東関東営業所（茨城県常陸大宮市）、中部営業所（愛知県名古屋市）、関西営業所（大阪府大阪市）
	工場・研究所	茨城工場（茨城県常陸大宮市）、生産技術開発センター（神奈川県川崎市）
子会社	販売会社	意力速（上海）貿易有限公司（中国 上海市） IRISO ELECTRONICS (HONG KONG) LIMITED（中国 香港） IRISO ELECTRONICS (THAILAND) LTD.（タイ バンコク） IRS (S) PTE.,LTD.（シンガポール） IRISO ELECTRONICS EUROPE GmbH（ドイツ シュツットガルト） IRISO U.S.A.,INC.（アメリカ ミシガン）
	工場・研究所	上海意力速電子工業有限公司（中国 上海市） 意力速（上海）電子技術研発有限公司（中国 上海市） 南通意力速電子工業有限公司（中国 南通市） IRISO ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.（フィリピン キャビテ） IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム ハイズン）

(6) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,137(576) 名	140名減

（注）従業員数は社員数であり、従業員数欄の（外書）は臨時社員の平均人員（1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
493名	19名増	42.0歳	12.0年

（注）従業員数は社員数であります。

(7) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行
短期借入金	205百万円	205百万円

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

24,583,698株
- (3) 株主数

2,961名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,221千株	22.06%
有限会社エス・エフ・シー	2,379千株	10.05%
佐藤定雄	1,898千株	8.02%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,785千株	7.54%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UK UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	705千株	2.98%
FIDELITY INVESTMENT TRUST：FIDELITY OVERSEAS FUND	501千株	2.12%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	350千株	1.48%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	322千株	1.36%
HSBC－FUND SERVICES CLIENTS A／C 500 HKMPF 10 PCT POOL	322千株	1.36%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	317千株	1.34%

- (注) 1. 当社は自己株式（910,241株）を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（910,241株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	6,600株	5名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	佐 藤 定 雄	
代表取締役社長執行役員	鈴 木 仁	
取締役副社長執行役員	武 田 佳 司	
取締役専務執行役員	豊 嶋 光 由	管 理 本 部 長
取締役常務執行役員	子 安 正 志	営 業 統 括 本 部 長
取 締 役 相 談 役	由 木 幾 夫	
取 締 役	佐 藤 登	国立大学法人名古屋大学未来社会創造機構客員教授 エ ス ペ ッ ク 株 式 会 社 上 席 顧 問
取締役（監査等委員）	大 江 憲 一	
取締役（監査等委員）	江 幡 誠	九州電力株式会社調達改革推進委員会社外委員
取締役（監査等委員）	山 本 嶋 子	公 益 財 団 法 人 結 核 予 防 会 監 事 公 認 会 計 士
取締役（監査等委員）	藤 田 浩 司	奥野総合法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士 トレンドマイクロ株式会社社外監査役 飯田グループホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の職務を補助する者として、監査等委員会支援室を設置しており、同室が監査等委員会の機能を支援することが十分に可能であるとの判断のため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 取締役佐藤登、江幡誠、山本嶋子及び藤田浩司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、佐藤登氏は企業経営者及び技術専門家として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、江幡誠氏は企業経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、山本嶋子氏は財務・会計に関する深い知見を有しており、藤田浩司氏は企業法務、コーポレートガバナンスに関する深い知見を有しております。
3. 取締役佐藤登、江幡誠、山本嶋子及び藤田浩司の各氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区別し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は11名で、上記の執行役員を兼務する取締役の他に7名の執行役員がおります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における委縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

その契約の概要等は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社取締役、執行役員

② 保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料（特約部分も含む。）の負担割合は役員1割、会社9割を目安とする。

ロ. 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も併せ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

ハ. 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととする。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員 であるものを除く。） （うち社外取締役）	170 (6)	131 (6)	39 (―)	39 (―)	8 (1)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	40 (27)	40 (27)	― (―)	― (―)	4 (3)
合計 （うち社外役員）	211 (33)	171 (33)	39 (―)	39 (―)	12 (4)

(注) 1. 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額を含んでおります。

2. 上記の他、下記の支払をしております。

使用人兼務役員に対する使用人分給与相当額
4名 37百万円

② 業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬として、月額固定報酬とは別枠で業績連動型の株式報酬制度を導入しています。

当制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めるため、各事業年度における業績指標の目標として連結売上高、連結売上高営業利益率、EPS、ROEを掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントに基づいて、株式を原則として3事業年度毎に支給することとしています。業績連動報酬に係る指標として、上記業績指標を採用した理由は、当社が経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標として考慮しているためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用して各取締役の役位及び当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき、以下の算定式により算出され、原則として3事業年度毎に1ポイントを1株として交付します。

（ポイント算定式）

ポイント＝役位別基準ポイント×業績連動係数（※）

（※）業績連動係数は、各事業年度における連結売上高、連結売上高営業利益率、EPS、ROEの目標値に対する達成率に基づいて決定します。

なお、当事業年度における当該指標の目標及び実績は、以下のとおりです。

指標	目標	実績
連結売上高	42,000百万円	43,863百万円
連結売上高営業利益率	16.0%	10.4%
EPS	203.70円	168.06円
ROE	9.0%	6.8%

（注）上記実績は、当事業年度における株式報酬を費用計上する前の数値となります。

③ 非金銭報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値を持続的に向上させ、株主と利益の共有を図るため、業績連動型の株式報酬を交付しております。当該株式報酬制度の内容は、②業績連動報酬等に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2018年6月第52回定時株主総会において年額360百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月第52回定時株主総会において年額80百万円以内とする決議をしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は7名（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。また、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）の報酬として、2018年6月第52回定時株主総会において当該報酬限度額とは別枠で業績連動型の株式報酬制度を導入する決議をしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）の員数は7名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動性を強化して中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めること及び報酬等の決定プロセスが透明性・客観性の高いものとするを基本方針としております。当該方針は、報酬委員会への諮問を経て取締役会で決議しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、各事業年度における業績の向上及び企業価値増大に向けて職責を負うことを考慮し、月額固定報酬並びに業績連動型の株式報酬で構成しております。また、当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等に関する手続きの透明性・客観性を高めるため、2018年6月26日に取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しました。なお、同委員会は、独立社外取締役3名（うち1名が委員長）、社内の取締役2名の計5名で構成されております。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査機能を担うことから、月額報酬のみで構成されております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて、代表取締役社長執行役員鈴木仁に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得ております。なお、株式報酬については、報酬委員会で取締役個人別の割当数を決議しております。

⑦ 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定方針については、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とし、役職位が上位になるに従い、業績連動報酬の割合が多くなるよう設計しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐藤登氏は、国立大学法人名古屋大学未来社会創造機構客員教授及びエスペック株式会社上席顧問であります。
- ・取締役（監査等委員）江幡誠氏は、九州電力株式会社調達改革推進委員会社外委員であります。
- ・取締役（監査等委員）山本嶋子氏は、公益財団法人結核予防会監事であります。
- ・取締役（監査等委員）藤田浩司氏は、奥野総合法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士、トレンドマイクロ株式会社社外監査役及び飯田グループホールディングス株式会社社外監査役であります。
- ・当社とこれら法人との間に特別の利害関係はありません。

② 活動状況等

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役	佐 藤 登	社外取締役就任後に開催された取締役会10回中10回出席し、企業経営者及び技術専門家として培われた豊富な経験と高い見識から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員)	江 幡 誠	当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回中14回出席し、企業経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、適宜発言を行っております。また、上記の他、当社の指名・報酬委員会にも出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員)	山 本 嶋 子	当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回中14回出席し、主に公認会計士としての豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、上記の他、当社の指名・報酬委員会にも出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員)	藤 田 浩 司	当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回中14回出席し、主に弁護士としての豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、上記の他、当社の指名・報酬委員会にも出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	40,436	流 動 負 債	9,889
現金及び預金	14,066	支払手形及び買掛金	4,504
受取手形、売掛金及び契約資産	12,889	短期借入金	410
商品及び製品	7,951	未払法人税等	754
仕掛品	48	賞与引当金	568
原材料及び貯蔵品	3,592	その他	3,652
その他	1,922	固 定 負 債	1,486
貸倒引当金	△34	役員株式給付引当金	57
固 定 資 産	32,716	退職給付に係る負債	485
有 形 固 定 資 産	29,380	その他	944
建物及び構築物	4,955	負 債 合 計	11,376
機械装置及び運搬具	15,260	純 資 産 の 部	
工具器具備品	4,094	株 主 資 本	54,660
土地	1,765	資 本 金	5,640
建設仮勘定	3,304	資 本 剰 余 金	8,744
無 形 固 定 資 産	1,030	利 益 剰 余 金	41,461
ソフトウェア	323	自 己 株 式	△1,185
その他	707	その他の包括利益 累計額	6,677
投資その他の資産	2,305	その他有価証券評価 差 額 金	26
投資有価証券	617	為替換算調整勘定	6,607
繰延税金資産	1,070	退職給付に係る調整累計額	43
その他	672	非 支 配 株 主 持 分	439
貸倒引当金	△55	純 資 産 合 計	61,776
資 産 合 計	73,153	負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,153

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		43,863
売上原価		29,520
売上総利益		14,343
販売費及び一般管理費		9,822
営業利益		4,520
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	3	
為替差益	282	
補助金収入	12	
その他	32	378
営業外費用		
支払利息	36	
支払補償費	3	
その他	21	60
経常利益		4,838
特別損失		
固定資産除却損	113	
減損損失	155	268
税金等調整前当期純利益		4,570
法人税、住民税及び事業税	942	
法人税等調整額	△324	618
当期純利益		3,952
非支配株主に帰属する当期純利益		38
親会社株主に帰属する当期純利益		3,913

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	19,539	流動負債	8,982
現金及び預金	4,908	支払手形	3
受取手形	29	買掛金	5,293
売掛金及び契約資産	9,461	短期借入金	410
商品及び製品	1,121	未払金	2,025
仕掛品	18	未払費用	99
原材料及び貯蔵品	604	未払法人税等	476
短期貸付金	1,530	賞与引当金	404
未収入金	1,671	その他の	267
未収消費税等	107	固定負債	751
その他の	88	退職給付引当金	456
貸倒引当金	△1	役員株式給付引当金	57
固定資産	24,315	その他の	237
有形固定資産	7,967	負債合計	9,733
建物	1,223	純資産の部	
構築物	26	株主資本	34,095
機械装置	2,452	資本金	5,640
車両運搬具	5	資本剰余金	8,744
工具器具備品	837	資本準備金	6,732
土地	1,028	その他資本剰余金	2,011
建設仮勘定	2,393	利益剰余金	20,896
無形固定資産	882	利益準備金	66
ソフトウェア	176	その他利益剰余金	20,830
ソフトウェア仮勘定	706	固定資産圧縮積立金	38
その他の	0	別途積立金	3,577
投資その他の資産	15,465	繰越利益剰余金	17,214
投資有価証券	614	自己株式	△1,185
関係会社株式	1,213	評価・換算差額等	26
関係会社出資金	12,685	その他有価証券評価差額金	26
繰延税金資産	490	純資産合計	34,122
その他の	517	負債・純資産合計	43,855
貸倒引当金	△55		
資産合計	43,855		

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,763
売 上 原 価		25,940
売 上 総 利 益		6,823
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,151
営 業 利 益		1,671
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	545	
為 替 差 益	452	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	63	
そ の 他	17	1,085
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
支 払 手 数 料	4	
そ の 他	2	11
経 常 利 益		2,745
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	38	
減 損 損 失	21	60
税 引 前 当 期 純 利 益		2,685
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	510	
法 人 税 等 調 整 額	△43	467
当 期 純 利 益		2,218

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

イリソ電子工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 茂 木 浩 之
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 五十嵐 勝 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イリソ電子工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イリソ電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

イリソ電子工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 茂 木 浩 之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 勝 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イリソ電子工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

イリソ電子工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 大江 憲 一 ㊞

監査等委員 江 幡 誠 ㊞

監査等委員 山 本 嶋 子 ㊞

監査等委員 藤 田 浩 司 ㊞

(注) 監査等委員江幡誠、山本嶋子及び藤田浩司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

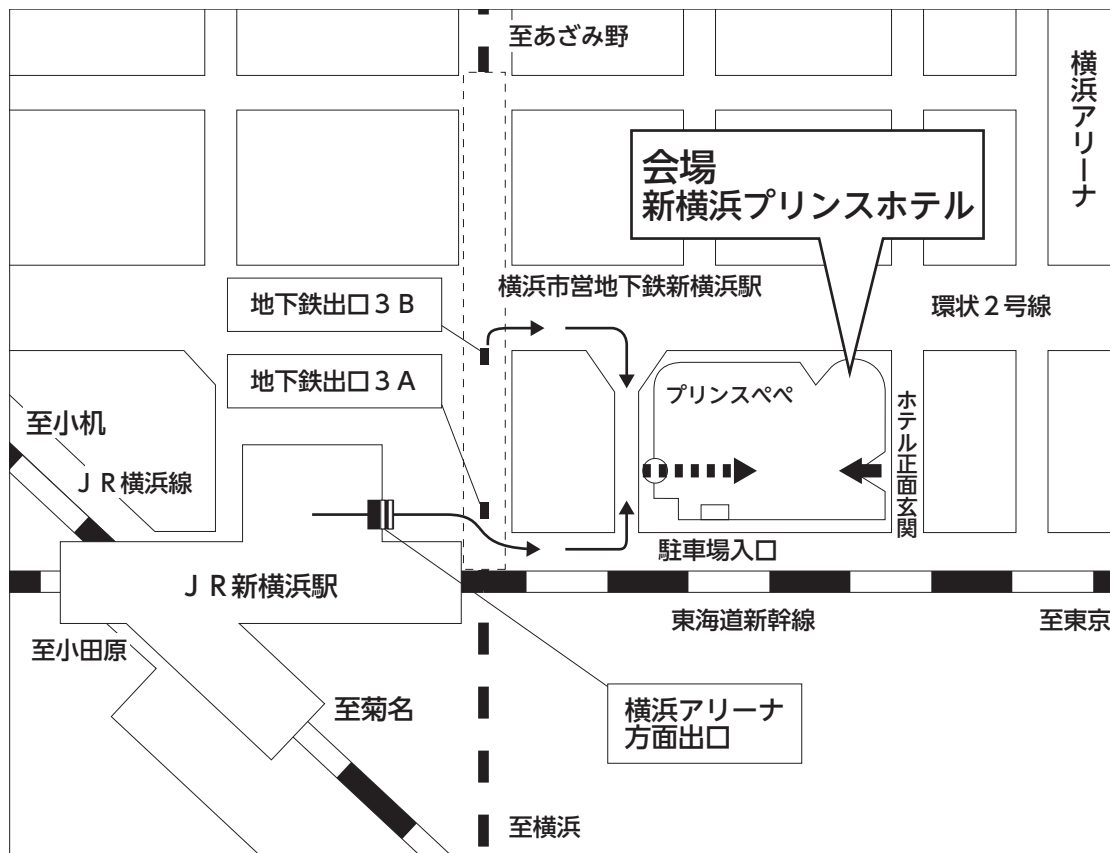
以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width, typical of notebook paper. The lines are uniform in thickness and spacing, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番

新横浜プリンスホテル 4階 「若菜」



【ご利用いただく交通機関】

J R ・新横浜駅北口（横浜アリーナ方面出口）から 徒歩2分
横浜市営地下鉄・新横浜駅3Aまたは3B出口から 徒歩2分
《ご案内》株主総会におけるお土産のご用意はございません。